

第6回 保険システムの発展— 日本における保険事業の導入と発展

- 1 明治期の産業化と近代的保険システムの導入
- 2 明治期の保険システム運営の整備
- 3 大正期の国営生命保険の開始と財閥の進出
- 4 第二次大戦後の経済復興・規制緩和の時代
- 5 大停滞時代の保険会社の破綻とその対策

キーワード:先進国からの導入、保険による資本集積、需要の高度化、保険会社破綻・契約者保護制度

損保ジャパン総合研究所 小林篤

2013年5月23日

©2013年 損保ジャパン総合研究所

1 明治期の産業化と近代的保険システムの導入

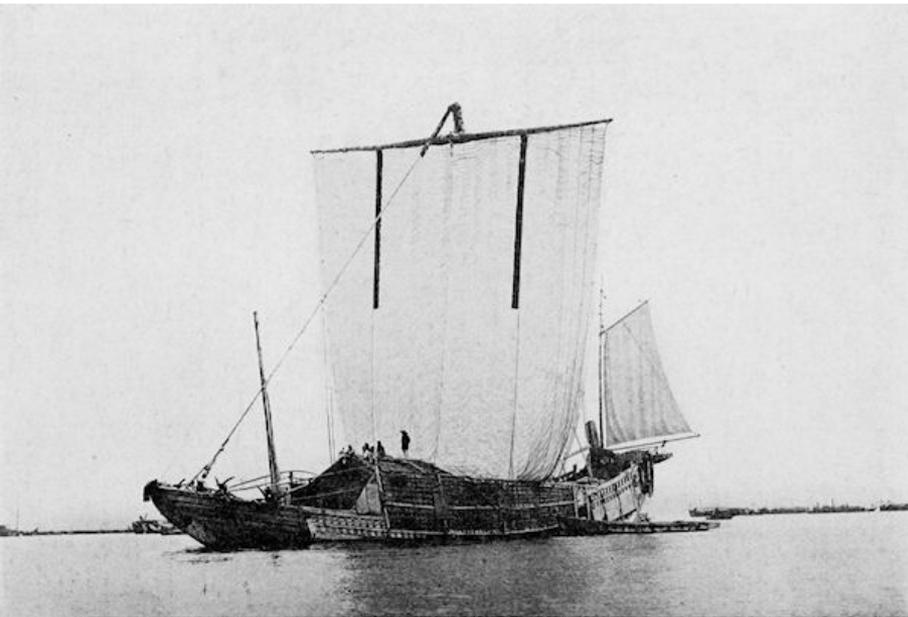


殖産興業；海運・郵便などの発達

海運業の発展

全国的郵便制度実施

江戸時代の菱垣廻船(弁才船)



- ・1871年(明治4年)導入(東京～大阪間)
- ・1872年全国展開(特定郵便局の始まり)

初期のポストは黒だった。



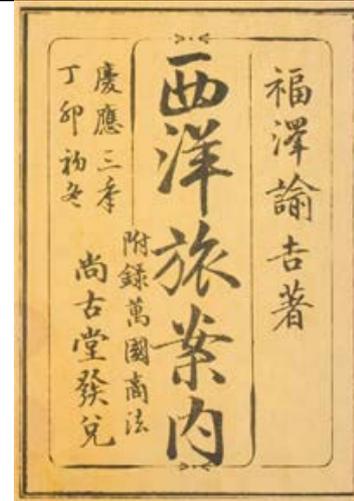
(出典: http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%A4%E3%83%AB:Japanese_junk.jpg)

(出典: <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%A4%E3%83%AB:Marupost.jpg>)

1 明治期の産業化と近代的保険システムの導入

明治期に保険の概念の導入

- ・それまでに保険類似制度があったが、保険はなじみ無い概念・仕組
- ・福沢諭吉が「災難請合」として紹介(1867年渡米後出版の「西洋旅案内」)。生涯請合(生命保険)、火災請合(火災保険)、海上請合(海上保険)の三種類



「災難請合とは商人の組合ありて ——→ 保険会社
 平生無事の時に割合の金を取り ——→ 保険料
 萬一其人に災難あれば組合より大金を出して ——→ 保険金
 其の存亡を救う仕法なり。
 其の大趣意は、一人の災難を大勢に分ち、
 僅かの金を棄て
 大難を遁るる譯にして」

1 明治期の産業化と近代的保険システムの導入



保険事業の開始

- ・1879年(明治12年) 東京海上保険会社設立
・・・日本最初の海上保険会社
 - ・1881年(明治14年) 明治生命保険会社設立
・・・日本最初の生命保険会社
 - ・1887年(明治20年) 東京火災保険会社設立
・・・日本最初の火災保険企業
- ・海運業の発展
→海上危険に対する保険
 - ・富裕層の出現
→生命保険加入の需要
 - ・紡績等の産業化・都市化
→火災保険の需要

1 明治期の産業化と近代的保険システムの導入



保険会社の濫設、競争激化、倒産・合併(1890年代)

<海上保険>

1893年(明治26年) 帝国海上保険株式会社 設立

1896年(明治29年) 日本海上保険株式会社 設立

<生命保険>

1888年(明治21年) 帝国生命保険会社

1889年(明治22年) 日本生命保険会社

1893年(明治26年)～1898年(明治31年)の6年間で40数社が設立

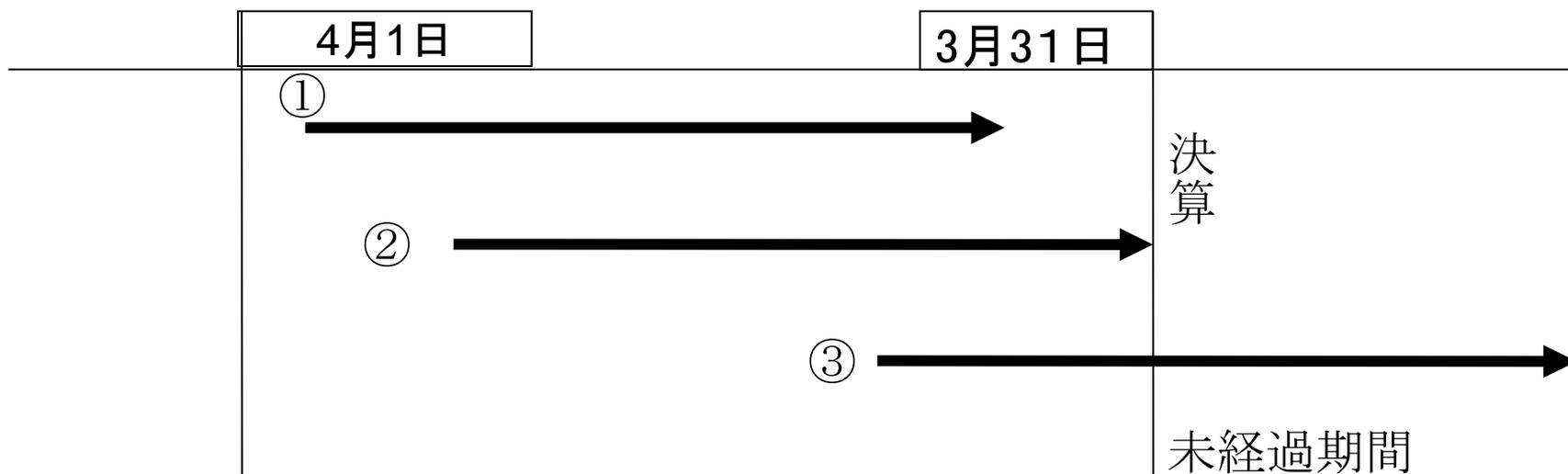
<火災保険>

1891年(明治24年) 明治火災設立

1892年(明治25年) 日本火災設立 他に30社近くが設立

2 明治期の保険システム運営の整備

保険会社の会計： 将来の保険金支払いに備えた準備金の積立と利益計算



初期の保険会計(損益計算・利益処分の方法) 現計計算方式:

すべての収入を保険料収入と資本収入とに分ける

保険料収入から経費等を差し引いて営業利益を計算→役員賞与と積立金

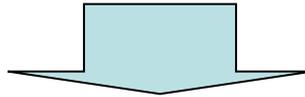
資本収入→株主への配当

2 明治期の保険システム運営の整備

保険事業の特徴と保険加入者の被害

保険事業の特徴

- ・将来の保険金支払を約束し、現在の時点で保険料を受け取る
- ・保険料は、過去の統計に基づき、将来を見通して決定する



- ・将来の見通しに不確実性があり、楽観すると保険料を低くすることも可能。
競争下では、低い保険料で競争することが多く行われた。
その結果、保険会社が倒産することもあった。

- ・保険事業を容易な資金獲得の手段と考えて
運営管理組織が未熟な事業者の参入
- ・往々にして投機的賭博的事業を行うことも

2 明治期の保険システム運営の整備

1890年(明治33年)保険業法(保険監督・規制法)

・加入者の被害が続出し、保険事業を監督し、規制する法律を施行

・免許主義

適正な事業者のみ事業ができる

・事業主体の限定(株式会社または相互会社)

個人事業は認めない

・保険専業

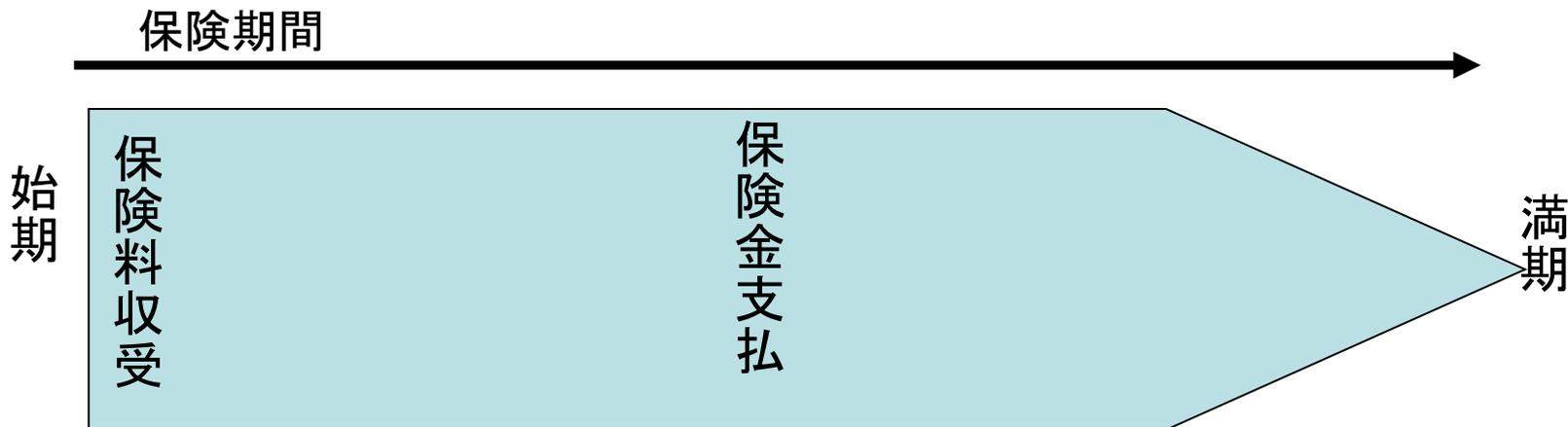
他の事業を併せて行ってはいけない

・生命保険事業・損害保険事業の兼営禁止

3 大正期の国営生命保険の開始と財閥の進出

資本調達が困難な時代の資本集積と長期保険

- ・長期の保険では、保険料收受から保険金支払いまでの長い期間保険料を運用



- ・生命保険などの長期の保険では、長期間運用できる資金が集まる

3 大正期の国営生命保険の開始と財閥の進出

国営生命保険の開始

- ・1914年(大正3年) 政府が、簡易保険官営(所轄逓信省)を決定
- ・1915年(大正4年) 「簡易生命保険に関する法律及び勅令草案」閣議決定
帝国議会「簡易生命保険法及び同特別会計法案」可決
- ・1916年(大正5年) 簡易生命保険法案公布・施行

日本の国営簡易生命保険

英国の簡易生命保険と同じ

無診査

小口(最高保険金額250円)

集金

対象は、工場労働者

・社会政策的意図

非営利主義・事務費国庫負担
既存の郵便局網を活用

保険資金を「社会政策」的に運用
“社会中級以下ノ多数人ノ幸福ヲ増進
スルカ為メ”との趣旨

将来は労働保険へ移行の意図

3 大正期の国営生命保険の開始と財閥の進出

資本の集中と蓄積－財閥の進出

- ・第一世界大戦(1914-18年)前後、経営困難に陥った中小保険会社を財閥が救済、実質掌握が進む
- ・生保＝上流階級の人々の保障に加え、資本形成も目的とし、財界指導者が生保険会社を設立

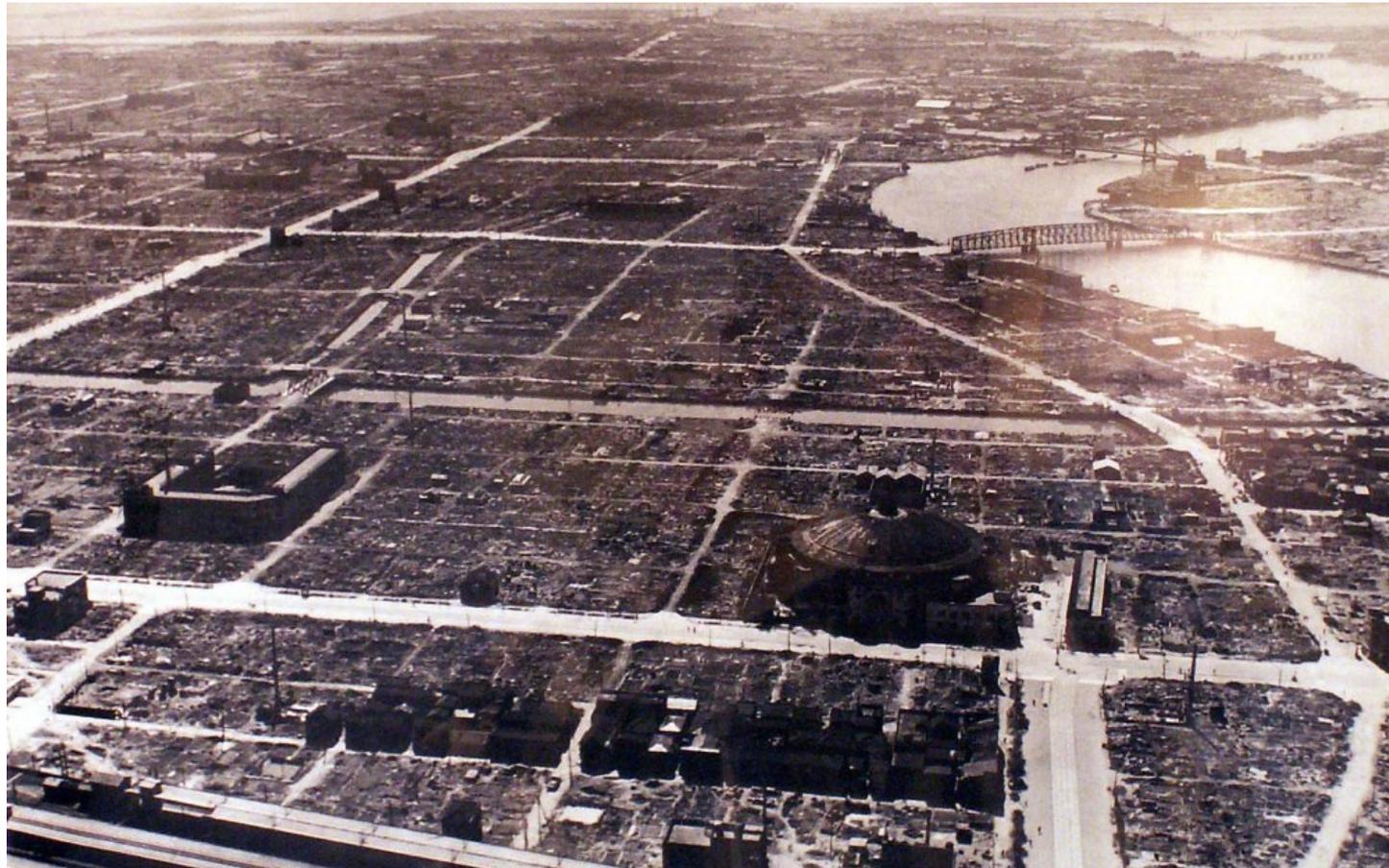
1893年	安田財閥が東京火災を獲得。同年、帝国海上保険株式会社を設立
1916年	東京海上（三菱財閥）が豊国火災を傘下に
1917年	三井財閥が大正海上を設立
1918年	住友財閥が日之出生命を買収。その後住友生命保険と改称
1919年	三菱財閥が三菱海上火災保険株式会社を設立
1926年	三井財閥が高砂生命を買収。その後三井生命保険と改称

(注)財閥＝特定の家族あるいは同族の封鎖的な所有・支配体制の下で展開された多角的事業経営体(日本大百科全書)

4 第二次大戦後の経済復興と厳格な規制

保険事業：敗戦による壊滅的打撃と混乱

- ・国内・在外の資産喪失
- ・高度のインフレ
- ・販売不振



(出典：<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%A4%E3%83%AB:1945-3-10-2.jpg>)

4 第二次大戦後の経済復興・規制緩和の時代

保険事業の復興と安定供給のための厳格な規制

・安定供給

厳格な規制・統制的な政府の介入

・画一的商品価格規制

保険需要の変化と規制緩和

・戦後復興の進展・高度経済成長の実現→需要の変化

全社でも捕鯨船一艘の海上保険の提供不能

1946年、日本の捕鯨船の南氷洋出漁が再開。捕鯨母船一艘1億円以上の海上保険に対し、全損害保険会社の引受可能限度は5,000万円程度しかなかった(出典：大蔵省財政史室編

〔1979〕『昭和財政史—終戦から講和まで—』第14巻、保険・証券、東洋経済新報社)

・基本的保障・補償から多様な保障・補償へ → 画一的規制では対応できない

米国 T型フォード車：画一的 現代の車：多様なニーズに対応



5 大停滞時代の保険会社の破綻とその対策

保険会社の破綻と契約者保護機構

	破綻した保険会社	契約者保護の動き
1996年		新保険業法施行 保険契約者保護基金制度創設
1997年	日産生命	生保業界が設立した“あおば生命” に契約を包括移転。保険契約者保護 基金から2000億円拠出。
1998年		保険業法改正、生命保険契約者保 護機構、損害保険契約者保護機構発 足
1999年	東邦生命	早期是正措置導入
2000年	第一火災、大正生命、第百生命、協 栄生命、千代田生命、東京生命	
2001年	大成火災	
2008年	大和生命	

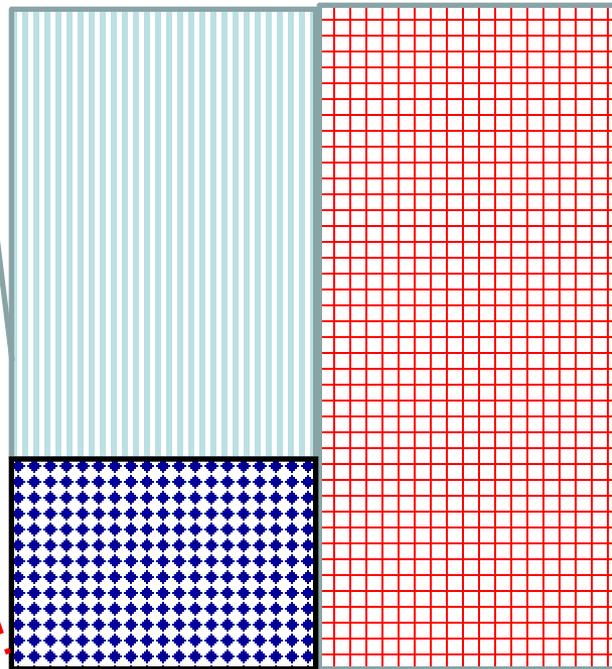
5 大停滞時代の保険会社の破綻とその対策

保険会社の破綻：将来の保険支払債務と会社資産の関係

現在から将来の
保険金支払債務
のための資産

現在から将来の
保険金支払債務

不足額



- ・破綻とは、債務超過状態になる（債務と資産の関係）
- ・不足分を、破綻した保険会社・契約者等以外から資金援助をする必要